

# 令和7年度 就学援助制度申請のご案内



宮古島市教育委員会

「就学援助」とは・・・？

学校教育法などにもとづいた制度で、小・中学生のお子さんがいる家庭に学用品費や校外活動費などを援助する制度です。



## ★★★★ 援助を受けることができる方 ★★★★★

宮古島市内に住んでいて、小・中学生のいる家庭であれば申請することができます。世帯の所得をもとに審査を行います。



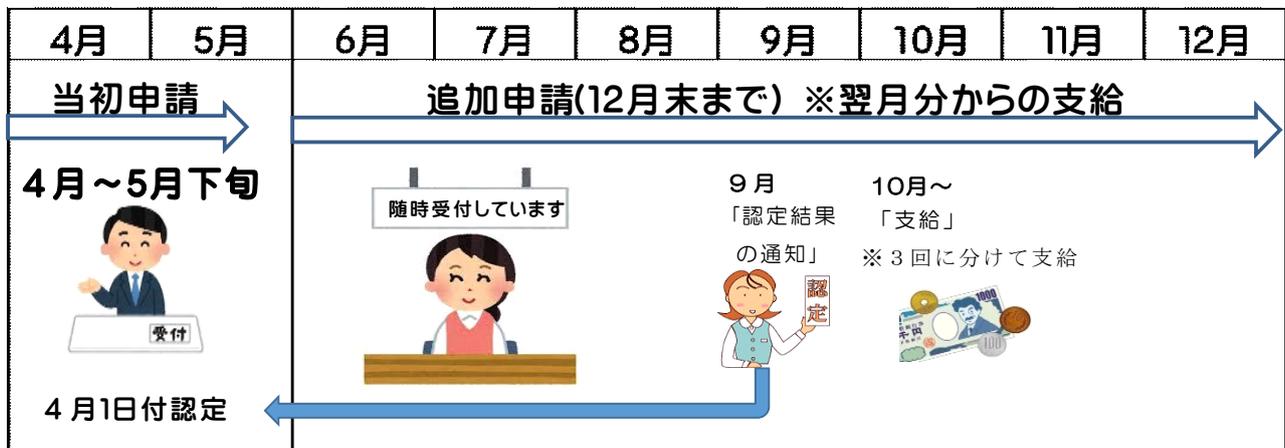
- ・前年度の所得を基に審査。
- ・世帯の人数、年齢で認定基準額を算定
- ・世帯の所得が認定基準額以下の場合に援助を受けることができます。

## ★★★★ 就学援助の内容 ★★★★★

援助費目	対象学年	支給予定額	支給時期等	
学用品費 (通学用品費を含む)	小	1年生	年額 11,420円	10・12・3月に 3回に分けて支給予定
		2～6年生	年額 13,650円	
	中	1年生	年額 22,320円	
		2・3年生	年額 24,550円	
新入学児童生徒 学用品	小	1年生	年額 40,600円	10月に支給予定
	中	1年生	年額 47,400円	
	小	6年生	年額 47,400円	中学校入学前の3月 に事前支給予定
校外活動費 (宿泊を伴うもの) ※修学旅行を除く	小	5年生	実費(限度額 3,620円)	校外活動実施後、 3月に支給予定
	中	1年生	実費(限度額 6,100円)	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	小	全学年	実費(限度額 1,570円)	
	中	全学年	実費(限度額 2,270円)	

\* 上記の支給額・支給時期等については変更される場合もあります \*

## ★★★★ 援助費支給までの流れ ★★★★★



※6月以降の追加申請は随時受付いたします。

申請した月の翌月からの認定になり、認定月分からの支給になります。

## ★★★★ 申請に必要な提出書類 ★★★★★

### ① 就学援助申請書

各学校及び学校教育課にて配布されているもの。

### ② 住民票謄本

続柄が記載されているもの

### ③ 振込先が確認できる通帳等のコピー

※金融機関の名称・口座番号・口座名義（カタカナ表記）が確認できるもの



印鑑も忘れずに  
押さないよね！

## ★★ その他の提出書類(該当者のみ提出)★★

- ④ 各種年金の証明書：遺族・障害等各種年金を受給している方は添付。  
※令和6年中の受給金額がわかる物を提出して下さい。

### ⑤ 令和7年度所得課税証明書（全部事項証明）

\*令和7年1月1日現在、宮古島市に住民票がなかった方のみ。

6月頃から発行可能な書類です。以前住んでいた市町村から取寄せて  
提出して下さい。（その他申請書類は受付期間内に提出）

※各市町村により発行時期・手順が違います。お早めにお手続きください。

※家賃の証明書類は提出の必要はありませんが、確認が必要な場合は  
後日提出を依頼することがあります。

提出先はここで  
いいですか？



お子様の通っている学校か教育  
委員会になります。  
小学生、中学生両方いる場合は  
**小学校に提出**してください。  
※基本学校への提出をお願いします。

当初申請受付期間：令和7年5月30日（金）まで

※ 申請書は世帯で1枚です。

※ 各学校で定められた提出期限までに提出して下さい。

申請書の注意事項をご確認のうえお早めの申請をお願いします。

※ 認定は年度毎になります。昨年度受給されていた世帯も申請が必要です。

※ 新1年生の新入学児童生徒学用品費は当初認定者（4月1日付認定者）のみの  
支給となります。

## ★★★★ 認定基準 ★★★★★

認定基準額は世帯の人数、年齢などに基づいて計算されます。

世帯人数	家族構成 (例)	小：小学生 中：中学生	総所得額（目安）
5人	父(45)・母(42) 子(中)・子(小)・子(小)		225万円程度以下
4人	父(42)・母(39) 子(中)・子(小)		200万円程度以下
3人	父(39)・母(38) 子(小)		162万円程度以下
2人	母(41) 子(小)		125万円程度以下

\* 上記の金額はあくまでも「目安」です。

\* 所得税法上の所得の合算額から所得控除を引いたものを指します。

\* 就学援助の審査は、世帯が同じ方（同居・別居ともに）**全員の所得をもとに審査します**ので、まだ所得の申告をされていない方は、次の通り手続きをお願いします。  
（18歳以上の方《平成18年12月31日までに生まれてきた方》は**学生等で収入がなくても所得審査の対象です。**）

わからないことは、  
相談してみよう!



令和7年1月1日時点で

- 宮古島市に住民票がある・・・宮古島市税務課で申告を行ってください。
- 宮古島市に住民票がない・・・転入前の市町村で申告し、「令和7年度所得課税証明書(全部事項証明)」を提出してください。

### ★ お問い合わせ ★

担 当：教育委員会 学校教育課 学務係  
（宮古島市役所 総合庁舎 3階）  
T E L：0980-72-3751(代表)  
F A X：0980-73-1976